

## 秋田県優良工事地域振興局長表彰要領の運用基準

(対象工事)

### 要領第3条関係

- 1 地域振興局の他、本庁における各事業課所が発注した工事も含むものとする。
- 2 共同企業体による県外企業又はA級企業との工事は選考対象としない。
- 3 共同企業体であって、選考基準を満足しない構成員がいる場合は、代表者、その他の構成員にかかわらず、対象としない。
- 4 秋田県優良工事地域振興局長表彰要領（以下「要領」という。）第3条に定める審査基準の詳細は次のとおりとする。

選考基準	
(1)	① 当該工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）が、管内B級又はC級毎に評定件数の上位10%以内（同順位が複数あり、それを含めると10%を超える場合は、その順位までとする。）に入っていること。なお上位10%以内の件数が3件に満たない場合は上位3位以内に入っていること。
(2)	① 当該企業（下請企業を含まない）における前年度の工事成績評定点の平均点が、当該工事の等級格付と同じ等級格付における県全体の平均点以上であること。 ② 当該企業（下請企業を含まない）において、前年度に60点未満の評定点が無いこと。
(3)	① 当該工事において、4日以上 of 休業事故がないこと。 ② 当該企業（下請企業を含まない）が、秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導（所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等）を、表彰年度の前年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。
(4)	① 当該企業（下請企業を含まない）が、3か月以上の指名停止を、表彰年度の前々年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。 ② 当該企業（下請企業を含まない）が、指名停止、指名差し控え、建設業法に基づく監督処分（一部廃業に伴う許可取消しを除く）を、表彰年度の前年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。 ③ 表彰の趣旨に照らし、表彰することが適当であると認められること。
(5)	① 県が出資その他これに準じる財産を拠出している公益的法人、又は県が人的援助として職員を派遣している公益的法人でないこと。
(6)	① 主たる営業所が秋田県内であること。 ② 共同企業体の場合は、構成員全てが主たる営業所が秋田県内であること。
(7)	① 同一工種において、他の選考基準を満たす同一企業（共同企業体を除く）の工事が複数ある場合は、四捨五入前の評定点（以下「素点」という。）が最も高い工事であること。なお素点と同じ場合は、企業が選択した工事とする。 ② 複数年に渡り実施される継続工事における同一工種の受賞は、原則1回限りであること。ただし、被表彰者が異なる場合はこの限りでない。
(8)	① 洲ざらいやオーバーレイ等の維持管理工事でないこと。

(選考委員会)

要領第4条関係

- 1 選考委員会は、委員長が招集する。
- 2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 被表彰者数は以下を標準とする。

等級格付	工事成績評定件数	被表彰者数
B級	39件以下	1
	40件以上 59件以下	2
	60件以上 79件以下	3
	以降20件毎	+1
	C級	B級に準じる

- 4 選考委員会は、当該工事の評定点に加算点を加えた合計点で評価し被表彰者を決定する。  
なお、合計点と同じ場合は、素点が高い方を上位とする。
- 5 加算点の評価は、選考委員会事務局（以下「事務局」という。）による予備選考及び審査基準の審査により抽出された工事について行う。
  - ア 加算点の評価内容は次のとおりとし、各選考委員が評価する。
    - ・自然や社会に対する対応  
加算点（最大1.5点）＝0.5点×優れていると認められる項目数（最大3項目）
    - ・品質向上や維持管理コスト低減に関する取組  
加算点（最大1.5点）＝0.5点×優れていると認められる項目数（最大3項目）
  - イ 加算点は、各選考委員の評価結果の平均点（小数点第2位を四捨五入）とする。
  - ウ 当該評定点が次点者より3点差以上高い場合や、次点者がいない場合は、当該候補者に係る加算点の評価を省略することができる。また、現地調査及びヒアリングも不要とすることができるが、その場合は、監督実施部局が現地状況を確認するものとする。
  - エ 評価にあたっては、現地調査やWebカメラ等により現在の出来形や品質、効果の発現状況等を確認するものとする。また、動画や写真等による書面開催をすることができる。
- 6 選考委員会は、地域振興局長表彰を決定したときは、速やかにその審査結果を技術管理課へ報告するものとする。
- 7 事務局は、次の手順により予備選考及び審査基準の審査を行う。
  - ア 要領第3条関係4(1)の審査基準に適合する工事を抽出する。
  - イ 前号により抽出された中で、評定点が3点差以上低い理由により被表彰者数内に入らない工事は、予備選考により除外する。
  - ウ 前号により抽出された数が、被表彰者数の2倍を超える場合は、予備選考により素点の高い順に予定数の2倍まで抽出する。
  - エ 前号により抽出された工事について、要領第3条(9)(10)、要領第3条関係1、2、3及び

要領第3条関係4(2)から(8)の審査基準に適合するか確認を行う。

オ 前号により抽出された工事を行った企業に対して、審査基準及び評価に関する資料の提出を依頼する。

カ 指定の期日までに審査基準及び評価に関する資料の提出がない場合は、選考を辞退したものとみなす。なお、企業は自ら辞退届を提出することができる。

キ 審査基準の不適合又は企業の辞退等により表彰定員を下回った場合は、次点者を補充できる。

8 監督実施部局は、現地調査等の前に審査基準及び評価に関する資料の内容の確認をするものとする。

また、受賞が決定した工事については、速やかに評価に関する資料に意見を記載のうえ、事務局に提出するものとする。

(被表彰者)

要領第5条関係

1 当該工事において、選考委員会による被表彰者の決定後に不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は選考委員会による被表彰者の決定の翌日から翌々年度の末日までとする。

2 選考委員会による被表彰者の決定後の補充は行わないものとする。

(その他)

1 不明な点は、技術管理課へ問い合わせ確認するものとする。

附 則

この運用基準は、平成20年 4月 1日から施行する。

平成21年 6月 1日一部改正

平成22年 4月28日一部改正

平成23年 4月25日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月25日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成28年 2月 9日一部改正

平成29年 3月 9日一部改正

平成30年 3月16日一部改正

令和 2年 5月25日一部改正

令和 3年 5月28日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正